

派遣社員の方に係る入園申請時の注意点について

野々市市では入園申請の際に原則、入園申請書及び就労証明書の提出が必要となります。

新規で入園申請を行う派遣社員の保護者の方につきましては、入園申請期間内に育児休業中等で派遣先の就労事業所が決定していない場合、派遣元の就労証明書を提出していただく必要があります。

また、派遣先の就労事業所が決定した際には、派遣先の情報が記載された就労証明書を早急に内定施設まで提出してください。(図参照)

(注意点)

- ①派遣元の就労証明書には、復職後実際に就労する就労時間を記載してください。
※入園申請時と復職時の就労時間等に大きな差異が生じないようにしてください。
- ②入園月の前月 15 日までに派遣先の情報が記載された就労証明書が確認できない場合、入園を取り消す可能性があります。
- ③就労を開始してからではないと派遣先の情報が記載された就労証明書の提出が難しい場合、就労事業所の名称・住所、一日の就労時間及び月間または週間の就労日数が分かる会社様式の書類を提出してください。

(図) (例)育児休業を令和7年11月1日まで取得している保護者(派遣社員)が子どもを令和7年11月入園させる場合

